

第18期事業報告
招集ご通知添付書類
株式会社スターフライヤー
証券コード 9206

01	ご参考:株主の皆さまへ①
04	事業報告
04	1 - 会社の現況に関する事項
10	2 - 会社の株式に関する事項
11	3 - 会社役員に関する事項
14	4 - 会計監査人に関する事項
15	計算書類／監査報告書
20	ご参考:株主の皆さまへ②

企業理念

私たちは、安全運航のもと、人とその心を大切に、
個性、創造性、ホスピタリティをもって、
『感動のあるエアライン』であり続けます

安全憲章

安全運航は、私たち航空輸送に従事するものの至上の責務である
また安全運航は、航空輸送を営む我が社の使命であり、事業の基盤である
私たちは、持てる知識、経験、技量を活かし、叡智を尽くして安全運航を維持し続ける

行動指針

安全運航に徹します
コンプライアンスを徹底します
自らの仕事に責任と誇りを持ちます
お客様の視点から発想し、創造します
仲間とともに輝き、ともに挑戦します
感謝の気持ちと謙虚さをもって人と社会に接します

安全運航のための行動指針

規則を遵守し、基本に忠実に業務にあたります
一つひとつの作業を的確、確実にを行います
推測によることなく、必ず確認します
不安があれば必ず報告、相談し、解消します
常に問題意識を持ち、不安全要素を未然に排除します



顧客満足度11年連続第1位

2019年度JCSI
《日本版顧客満足度指数》
調査 国内航空部門



株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスに罹患された方々に謹んでお見舞い申し上げますと共に、医療従事者・行政当局をはじめとする感染拡大抑止にご尽力されている皆様に深く感謝申し上げます。

さて、ここに当社の第18期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2019年度(2019年4月1日~2020年3月31日)は、おおむね順調に推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症をきっかけとした需要喪失により、突如として大変厳しい状況となっております。当社業績も著しく悪化し、誠に遺憾ですが、配当について見送りとさせていただきたく存じます。

借入れによる運転資金の確保、一時的な運休・減便など全力で対応を行っております。

年度の最後には明るいニュースもございました。弊社は「JCSI(日本版顧客満足度指数)調査」において、第1回調査から現在まで11年連続「国内航空部門」で第1位の評価をいただいておりますが、2019年度はさらに全38業種の企業・ブランドの中で顧客満足度年間総合9位の評価をいただきました。ひとえに皆さまのご愛顧、ご支援の賜物と心より感謝し、御礼申し上げます。

さる4月7日に社長退任を公表いたしました。本総会で新体制につきご承認賜りましたら、事態の収束後に速やかに次期「中期経営戦略2025」に向けスタートを切れるよう、準備を進めてまいります。

航空業界にとって厳しい状況が続いておりますが、全社員一丸となって乗り越え、業績回復に努めてまいります。株主様におかれましては今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。



代表取締役 社長執行役員

松石 禎己

危機対応・再成長に向けて

新型コロナウイルス感染症による需要喪失は未曾有の危機と捉えております。この危機を経営陣の強いリーダーシップのもと全社一丸となって乗り越え、事業の継続、その後の成長を目指してまいります。

■ 事業継続のための取組み

- 早期の運転資金の確保
- 需要減少に応じた生産体制の調整(計画的減便・運休、社員の一時帰休等)
- 感染症拡大阻止への取組み(組織的な全社員の健康管理、テレワークの実施等)
- プロジェクト体制でのコスト削減・生産性向上の取組み

■ 2020年度の経営方針

2020年度の上期においては、ワーストシナリオを想定したコスト削減の徹底を図る一方、収束後のリカバリに向けた社内準備を進めてまいります。新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ収束が見込まれた場合、柔軟かつ迅速に対応し、新中期経営戦略の本格展開へ移行します。

■ 新中期経営戦略

新型コロナウイルス感染症収束後に再び成長軌道へ乗せるため、本年2月に公表しました「次期中期経営戦略2025(骨子編)」の「3つの重点方針」において、以下のポイントを再点検しながら推進してまいります。

- 新型コロナウイルス感染症収束後における経営環境下での路線展開・便数計画
- ビジネスモデル、事業ポートフォリオ

ご参考:「次期中期経営戦略2025(骨子編)」(当社ホームページ)

<https://www.starflyer.jp/starflyer/corporate/mid-term-plan.html>

I. 新路線展開と 更なる成長

「感動のあるエアライン」としてさらに多くのお客さまへサービスをお届けするため新路線展開・国際線を軸とした成長市場へ挑戦します。

II. ビジネスモデルの 進化

航空事業を基軸としながら、その枠を超えた領域においても「新たな価値」をお客様にお届けするため、「顧客体験価値(CX)の向上」を図り、新たなサービスや事業の開発に取り組めます。

III. 経営基盤の 強化

デジタル技術を変革のエンジンとして、「業務改革と働き方改革」「品質」の更なる追求」「CX・ビジネスモデルの進化」を3つの変革領域と定め、様々な環境変化にスピーディに対応できる人財・企業へと進化します。

1 会社の現況に関する事項

1 事業の経過およびその成果

当事業年度における当社を取り巻く環境は、依然として厳しい競争環境が続いたことに加え、年度の終盤には新型コロナウイルス感染症が拡大するなど、先行きは不透明な状態が続いております。市場の動向については、原油価格は期初から下落傾向で推移し前事業年度と比較すると低水準となりました。また、為替相場は期初からゆるやかな円高傾向で推移し、前事業年度と比較すると円高となりました。

就航路線の状況につきまして、当事業年度末における路線便数は、国内定期便1日当たり6路線34往復68便、国際定期便1日当たり2路線2往復4便であります。なお、福岡－中部線は1日当たり3往復6便の国内定期便として運航しておりましたが、2019年10月27日から1日当たり6往復12便へ増便しました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要の急激な減退に伴い、2020年3月11日より順次、国内線の一部路線を減便または運休し、国際線を運休しております。

(2020年3月31日現在)

路線	便数(1日当たり)(注)	備考
国内定期路線		
北九州－羽田線	11往復22便	2020年3月11日から一部の便を減便
関西－羽田線	5往復10便	
福岡－羽田線	8往復16便	2020年3月26日から一部の便を減便
福岡－中部線	6往復12便	2019年10月27日から1日当たり3往復6便の増便 2020年3月23日から一部の便を減便
山口宇部－羽田線	3往復 6便	
北九州－那覇線	1往復 2便	2020年4月21日から運休
国内定期路線 計	34往復68便	
国際定期路線		
北九州－台北(台湾桃園)線	1往復 2便	2018年10月28日からの就航 2020年3月11日から運休
中部－台北(台湾桃園)線	1往復 2便	2018年10月28日からの就航 2020年3月11日から運休
国際定期路線 計	2往復 4便	
合計	36往復72便	

(注) 新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要減退に伴う減便および運休を含めない、本来の1日当たりの便数を記載しております。

飛行時間につきましては、北九州－那覇線の通期運航や福岡－中部線の増便、前事業年度における国際定期便2路線就航などにより、当事業年度の飛行時間は41,173時間（前期比7.7%増）となりました。

就航率、定時出発率につきましては、社内で継続して就航率・定時性向上プロジェクト（ON TIME FLYER活動）を推進しております。就航率・定時出発率ともに前事業年度を上回る水準を達成しました。

項目	前事業年度 (自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)	増減率
就航率 (%)	98.7	99.0	+0.4pt
定時出発率 (%)	93.7	94.2	+0.5pt

(注) 就航率の算出において、新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要減退に伴う減便および運休を含めておりません。

(輸送実績)

旅客状況につきましては、北九州－那覇線の通期運航を開始するとともに、福岡－中部線の増便、さらに2018年10月からの国際線定期便2路線就航などにより、自社提供座席キロは国内線および国際線で増加し、2,348百万席・km（前期比7.5%増）となりました。

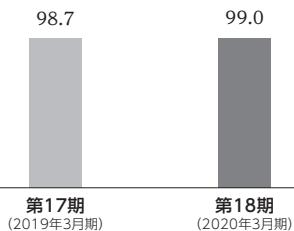
国内線はレベニューマネジメントのさらなる強化に加え、北九州－羽田線、福岡－羽田線以外の路線においても集客が順調に推移しました。一方国際線は、国内線と比較すると集客規模は小さいものの、計画と比較し順調に推移しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により航空需要は急激に減退し、年度の終盤は非常に厳しい集客となりましたが、当事業年度の旅客数は167万1千人（前期比1.2%増）、座席利用率は72.0%（同2.9ポイント減）となりました。

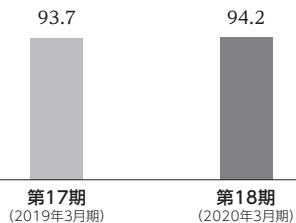
項目	前事業年度 (自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)	増減率
有償旅客数 (千人)	1,652	1,671	+1.2%
有償旅客キロ (百万人・km)	1,636	1,690	+3.3%
提供座席キロ (百万席・km)	2,184	2,348	+7.5%
座席利用率 (%)	74.9	72.0	△2.9pt

(注) 1 上記輸送実績には、全日本空輸株式会社への座席販売分を含めておりません。
 2 有償旅客キロは、路線区間の有償旅客数に区間距離を乗じたものであります。
 3 提供座席キロは、路線区間の提供座席数に区間距離を乗じたものであります。

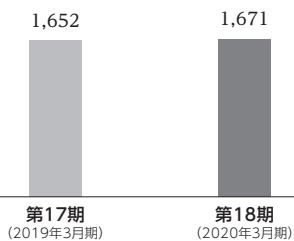
就航率 (%)



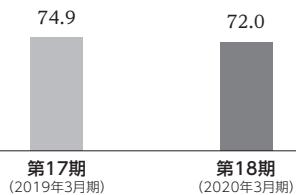
定時出発率 (%)



有償旅客数 (千人)



座席利用率 (%)



航空運送事業収入は、生産量（総提供座席キロ）が増加したことなどにより40,239百万円（前期比1.2%増）となりました。また、附帯事業収入は177百万円（前期比8.6%増）となりました。これらにより、当事業年度の営業収入は40,416百万円（前期比1.2%増）となりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う日本国内における移動自粛や台湾における入国制限等の影響を強く受け、とりわけ3月は航空需要が急激に減退したことにより、営業収入は予想を大きく下回りました。

一方、費用面につきましては、事業年度を通じた平均為替相場は前事業年度と比較して円高水準で、原油価格は低水準で推移しましたが、保有機材数の増加や生産量の増加に伴い機材費や変動費（燃油費など）が増加しました。加えて、将来の航空機材の定期整備費用に備えるための定期整備引当金は米ドル建てで金額を見積もっており、期中の円高進行に伴う引当金繰入額は減少したものの、将来の整備費見積金額増加に伴う米ドル建ての追加繰入の発生により、純額として引当金繰入額は増加しました。これらの結果として、事業費ならびに販売費及び一般管理費の合計額である営業費用は、40,413百万円（前期比4.5%増）となりました。

これらの結果、営業費用の増加が営業収入の増加を上回り、当事業年度の営業利益は3百万円（前期比99.7%減）、経常利益は46百万円（前期比96.3%減）となりました。また、法人税等合計は減少しましたが、当期純損失は400百万円（前事業年度は当期純利益513百万円）となりました。

2 設備投資の状況

設備・施設面につきましては、「成長への基盤づくり」に資すると考えられる設備投資は積極的に行う方針としており、当事業年度における主な設備投資は次のとおりであります。

2019年10月に航空機材1機（J A27MC）をリースにより導入しました。

この結果、当事業年度末における保有機材数は13機となっております。なお、当社の航空機材は、すべてエアバス社A320を使用しております。

3 資金調達の状況

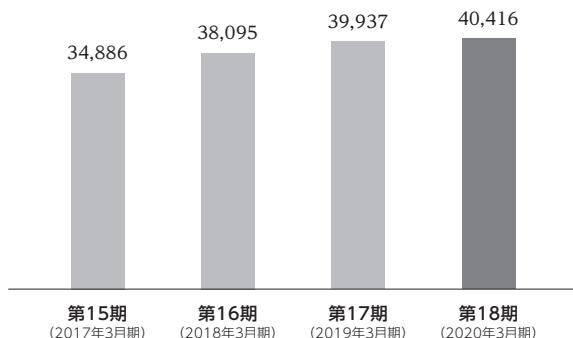
当事業年度は、770百万円の長期借入金（流動負債および固定負債合計）、719百万円のリース債務（流動負債および固定負債合計）の返済を行いました。一方、長期借入れを3,100百万円行いました。

これらの結果、当事業年度末における有利子負債残高は9,855百万円となりました。

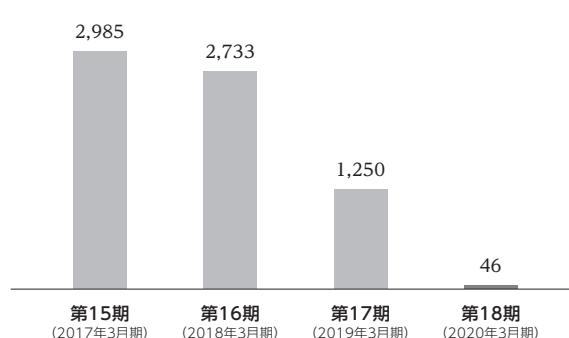
4 財産および損益の状況の推移

区分		第15期 2017年3月期	第16期 2018年3月期	第17期 2019年3月期	第18期 (当事業年度) 2020年3月期
営業収入	(百万円)	34,886	38,095	39,937	40,416
経常利益	(百万円)	2,985	2,733	1,250	46
当期純利益 又は当期純損失 (△)	(百万円)	1,931	1,878	513	△400
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	673.90	655.71	179.03	△139.91
総資産	(百万円)	22,000	24,783	28,087	29,474
純資産	(百万円)	6,287	8,116	8,537	6,754
1株当たり純資産	(円)	2,194.07	2,832.67	2,979.56	2,357.32

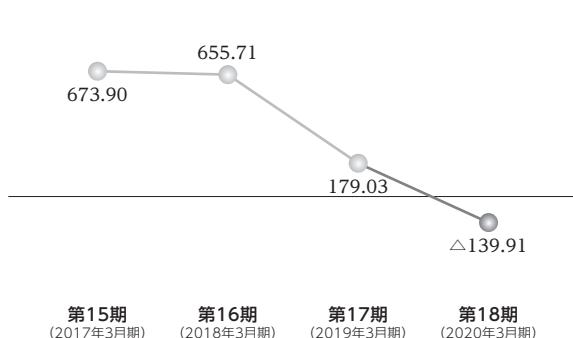
営業収入 (百万円)



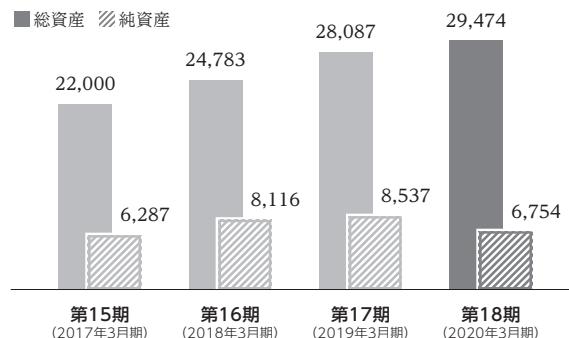
経常利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産・純資産 (百万円)



5 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社の主な事業は、航空運送事業であり、国内定期路線として北九州－羽田線、関西－羽田線、福岡－羽田線、福岡－中部線、山口宇部－羽田線、北九州－那覇線を運航しております。また、国際定期路線として北九州－台北（台湾桃園）線、中部－台北（台湾桃園）線を運航しております。

6 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
824名	35名	38.1歳	5.7年

- (注) 1 従業員数が前期末と比べて35名増加した主な要因は、業容の拡大によるものであります。
2 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

7 対処すべき課題

航空業界における競争環境は、LCC（格安航空会社）のみならず大手航空会社も攻勢を強めており、ますます厳しさを増すと考えられます。

このような状況のなか、中長期的な会社の経営戦略として、現在の航空業界ならびに当社を取り巻く経営環境の大きな変化や、一層多様化するテクノロジーやお客様の価値観の変化へ対応するため、現行の中期経営戦略「“らしさ”の追求2020」を2020年度から継承する2025年度までのありたい姿として、次期中期経営戦略を策定しております。

次期中期経営戦略においては「Ⅰ.新路線展開と更なる成長」「Ⅱ.ビジネスモデルの進化」「Ⅲ.経営基盤の強化」を3つの重点方針としておりますが、これを本格的に始動させるべく、目下の緊急課題として新型コロナウイルス感染症に伴う業績悪化を最低限に抑え込み終息次第速やかに業績を回復させるための全社横断的プロジェクトを立ち上げ、対策に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、引き続き、より一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1 発行可能株式総数

10,000,000株

2 発行済株式総数

2,865,640株 (自己株式316株を含む)

3 株主数

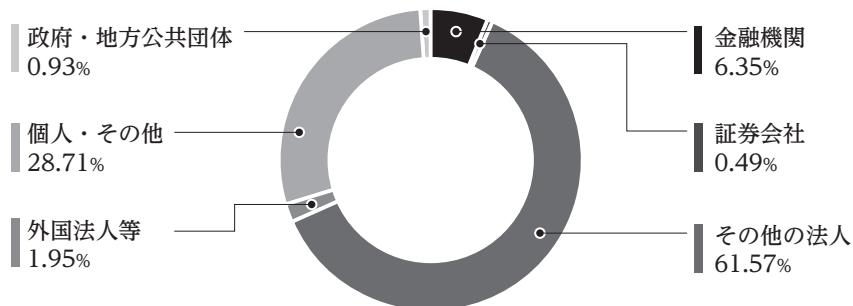
3,740名

4 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
ANAホールディングス株式会社	514,700	17.96
TOTO株式会社	140,000	4.89
ゴルフライフ株式会社	103,900	3.63
高橋慧	100,000	3.49
株式会社安川電機	94,660	3.30
北九州エアターミナル株式会社	80,000	2.79
株式会社エアトリインターナショナル	75,000	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・九州電力株式会社退職給付信託口)	70,000	2.44
日産自動車株式会社	60,000	2.09
福山通運株式会社	55,014	1.92

※持株比率は、当社の発行済株式総数から自己株式316株を除いて算出しております。

株式分布状況 (2020年3月31日現在)



3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	兼職先法人等と 当社との関係
代表取締役 社長執行役員	松石禎己	安全推進部、CS推進部、監査部 オペレーション本部、運送客室本部管掌	—
取締役 常務執行役員	柴田 隆	情報取扱責任者 経営企画本部、営業本部管掌	—
取締役 執行役員	宮島俊司	アルコール検査タスクチーム責任者 東京地区担当	—
取締役 執行役員	森山伸也	安全統括管理者、整備本部長 運航本部管掌	—
取締役 執行役員	平野氏貞	総務人事部管掌	—
		TOTO(株) 総務本部 総務本部長	航空券の売買 出資引受先
取締役	梅田弘人	北九州エアターミナル(株) 社外取締役	空港施設の賃貸借 出資引受先
		(株)リーガロイヤルホテル小倉 社外取締役	—
取締役	武井浩昭	ANAホールディングス(株) グループ経営戦略室 経営企画部 担当部長 兼 全日本空輸(株) 企画室 企画部 事業推進チーム マネージャー	(ANAホールディングス(株)) 出資引受先 航空機等の賃貸借 (全日本空輸(株)) コードシェア 航空燃料の売買
		(株)ソラシドエア 社外取締役	出資引受先

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	兼職先法人等と当社との関係
取締役	大塚丈徳	(株)安川電機 理事 人事総務部長	航空券の売買 出資引受先
取締役	東 俊明	日産自動車九州(株) 取締役常務執行役員 人事・渉外部 部長	—
		北九州エアターミナル(株) 社外取締役	空港施設の賃貸借 出資引受先
常勤監査役	中山景介		—
監査役	中平雅之	第一交通産業(株) 取締役 業務監査室長	出資引受先
監査役	富増健次	北九州高速鉄道(株) 常勤監査役	—

- (注) 1. 取締役梅田弘人氏、武井浩昭氏、大塚丈徳氏および東俊明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中平雅之氏および富増健次氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役大塚丈徳氏ならびに監査役中平雅之氏、富増健次氏は、東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 取締役平野氏貞氏、取締役大塚丈徳氏、取締役東俊明氏ならびに監査役中山景介氏、監査役富増健次氏は、2019年6月21日開催の第17期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
5. 取締役斉藤淳氏および取締役柴田悟氏ならびに監査役石丸靖彦氏、監査役片山憲一氏は、2019年6月21日付で任期満了により退任いたしました。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額または3百万円のいずれか高い額としております。

3 各社外役員の名な活動状況

区分	氏名	主な活動状況	出席回数	
			取締役会	監査役会
取締役	梅田弘人	当事業年度開催の取締役会には、15回中12回に出席し、主に人材育成の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。	12/15	—
取締役	武井浩昭	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、主に戦略的な事業計画立案・遂行の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。	15/15	—
取締役	大塚丈徳	社外取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会には、11回中10回に出席し、主に当社経営全般の監視の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。	10/11	—
取締役	東 俊明	社外取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会には、11回中10回に出席し、主に社外からの経営責任監視の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。	10/11	—
監査役	中平雅之	当事業年度開催の取締役会には、15回中14回に出席し、また監査役会には15回中14回に出席し、主に財務および経理の観点から、議案・審議等について適宜意見を表明しております。	14/15	14/15
監査役	富増健次	社外監査役就任後に開催された当事業年度の取締役会には、11回中11回に出席し、また監査役会には11回中11回に出席し、主に経営責任監視および合理的事業計画実行の観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っております。	11/11	11/11

4 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	支給額 (百万円)	摘要
取締役 (うち社外取締役)	5人 (一人)	70 (一)	
監査役 (うち社外監査役)	2人 (一人)	10 (一)	
合計	7人	80	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査役の支給額には、2019年6月21日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

4 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 24百万円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、担当取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務執行状況や報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

備考 この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 計算書類

貸借対照表

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
	2020年3月31日現在	2019年3月31日現在		2020年3月31日現在	2019年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	15,084	12,631	流動負債	7,614	7,280
現金及び預金	11,043	5,982	営業未払金	2,050	2,334
営業未収入金	1,088	2,225	短期借入金	—	350
商品	8	11	1年内返済予定の長期借入金	1,119	770
貯蔵品	548	483	リース債務	686	988
前払費用	1,124	493	未払金	1,337	1,965
未収入金	627	1,808	未払費用	—	289
未収消費税等	—	1,014	未払法人税等	155	64
その他	644	611	未払消費税等	118	—
貸倒引当金	△0	△0	前受金	323	257
固定資産	14,389	15,455	預り金	122	117
有形固定資産	12,077	13,372	ポイント引当金	47	38
建物	403	442	デリバティブ債務	1,651	104
構築物	7	3	その他	0	0
航空機材	5,879	6,095	固定負債	15,105	12,270
機械及び装置	228	1	長期借入金	4,820	2,839
車両運搬具	22	37	リース債務	3,229	3,916
工具、器具及び備品	175	229	定期整備引当金	6,879	5,308
土地	237	237	資産除去債務	56	55
リース資産	5,121	6,325	その他	119	150
建設仮勘定	0	—	負債合計	22,720	19,550
無形固定資産	629	696	純資産の部		
ソフトウェア	571	678	株主資本	7,998	8,428
その他無形固定資産	58	17	資本金	1,250	1,250
投資その他の資産	1,682	1,386	資本剰余金	1,013	1,013
投資有価証券	80	—	資本準備金	750	750
関係会社株式	9	9	その他資本剰余金	263	263
出資金	0	0	利益剰余金	5,736	6,165
長期前払費用	0	3	その他利益剰余金	5,736	6,165
繰延税金資産	591	310	繰越利益剰余金	5,736	6,165
差入保証金	999	1,064	自己株式	△1	△0
資産合計	29,474	28,087	評価・換算差額等	△1,244	108
			繰延ヘッジ損益	△1,244	108
			純資産合計	6,754	8,537
			負債及び純資産合計	29,474	28,087

損益計算書

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)
	2019年4月1日から2020年3月31日まで	2018年4月1日から2019年3月31日まで
営業収入	40,416	39,937
事業費	35,858	33,929
営業総利益	4,558	6,008
販売費及び一般管理費	4,555	4,744
営業利益	3	1,264
営業外収益	234	203
受取利息及び配当金	11	4
為替差益	—	120
貯蔵品売却収入	60	—
補助金収入	124	71
その他	37	6
営業外費用	191	216
支払利息	133	159
為替差損	22	—
固定資産除却損	24	15
その他	10	41
経常利益	46	1,250
税引前当期純利益	46	1,250
法人税等合計	447	737
法人税、住民税及び事業税	385	586
法人税等調整額	61	151
当期純利益又は当期純損失 (△)	△400	513

この計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社スターフライヤー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 安藤 見 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 尚宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スターフライヤーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社各部門及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムの構築及び運用の状況について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 関連当事者との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての判断及びその理由については、取締役会、経営会議その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する特に重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも継続的なコーポレートガバナンスの強化が重要であると考えております。
 - ④ 関連当事者との取引については、当社決裁基準に沿って判断されており、指摘すべき重大な事項は認められません。今後とも当社の利益を害さないかどうかを注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社スターフライヤー 監査役会
常 勤 監 査 役 中 山 景 介 ㊟
社 外 監 査 役 中 平 雅 之 ㊟
社 外 監 査 役 富 増 健 次 ㊟

以 上

安全への取り組み

■ アルコールに係る安全管理機能の強化

航空法の改正に伴い、当社では12月25日より、客室乗務員、地上運航従事者および整備従事者に対してもアルコール検査を開始しました。また、組織的な管理体制の強化と不適切事案の未然防止を目的とした組織「アルコール対策室」を安全推進部内に新設、また、「アルコール検査タスクチーム」を設置し24時間体制でアルコール検査の立会いをしています。2020年度下期にはインターロック機能を搭載した顔認証付きの検査システムを導入し、運航乗務員の検査体制をさらに強化します。

■ 安全意識の継承

入社3年目の社員を対象に1泊2日の安全教育を実施、日本航空安全啓発センターへの訪問および御巢鷹山への慰霊登山を行いました。今後も社員全員の安全意識の向上に努めてまいります。



■ ビッグデータの活用

エアバスのビッグデータプラットフォームを利用し、航空機の信頼性向上に向けた取り組みを行っています。必要な技術情報に加え、他社事例や推奨される改修内容等を短時間で確認でき、飛行の安全に寄与しています。今後は機材の使用状況に応じて推奨される予防整備を取り入れることで、遅延、欠航の低減を目指します。

ダイバーシティ&インクルージョン推進プロジェクト

■ 『第18回福岡県男女共同参画表彰』を受賞

社会における女性の活躍部門において、当社の取り組みが「創意・工夫の度合」「効果」「継続性」「社会貢献度」の観点で評価されました。(2019年11月23日に表彰式が行われました。)



■ コミュニケーションブック(ガイドブック)の作成

子育て中の社員を中心に仕事と育児を両立するためのヒントをまとめたコミュニケーションブックを作成しました。なお、2019年度に育児休業を取得した社員は、20名(男性:7名、女性:13名)、また、育児休業から復職した社員は、13名(男性:6名、女性:7名)でした。今後も多様性を活かすために、社員一人一人のライフステージが変化しても安心して働き続けることができ、意欲をもって能力を発揮できる環境づくりを進めてまいります。

■ 北九州イクボス同盟発行『IKUBOSS PRESS』に掲載されました

北九州市では、イクボスの普及促進につながる様々な情報を発信する媒体として、季刊広報誌「IKUBOSS PRESS」を発刊しています。そこで当社のプロジェクトの取り組みが紹介されました。引き続き、社員の仕事とライフの両立を支援していきます。

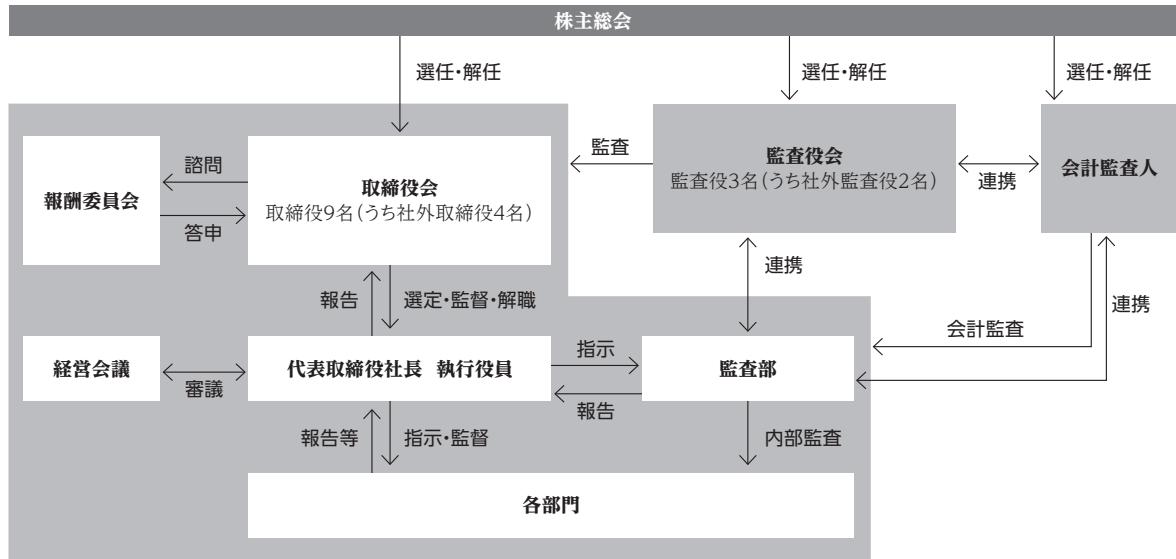
コーポレートガバナンス

当社は、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保することが必要不可欠と考え、取締役会を中心として株主に対する受託者責任および説明責任を果たしてまいります。また、当社は、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることが統治のしくみの要諦であると考えております。

■ コーポレートガバナンス体制 (2020年3月31日現在)

当社は、監査役会設置会社の体制を採用しております。

任意の委員会である報酬委員会(社外取締役を委員長として過半数を社外役員により構成)、ならびに意思決定の迅速化のため、経営会議(社長、常勤取締役および執行役員により構成)を設置しております。



※当社のコーポレートガバナンスのために設置する主要な機関の名称、目的などについては、当社ウェブサイトに掲載している「インターネット開示事項」に記載しております。

■ 役員報酬について

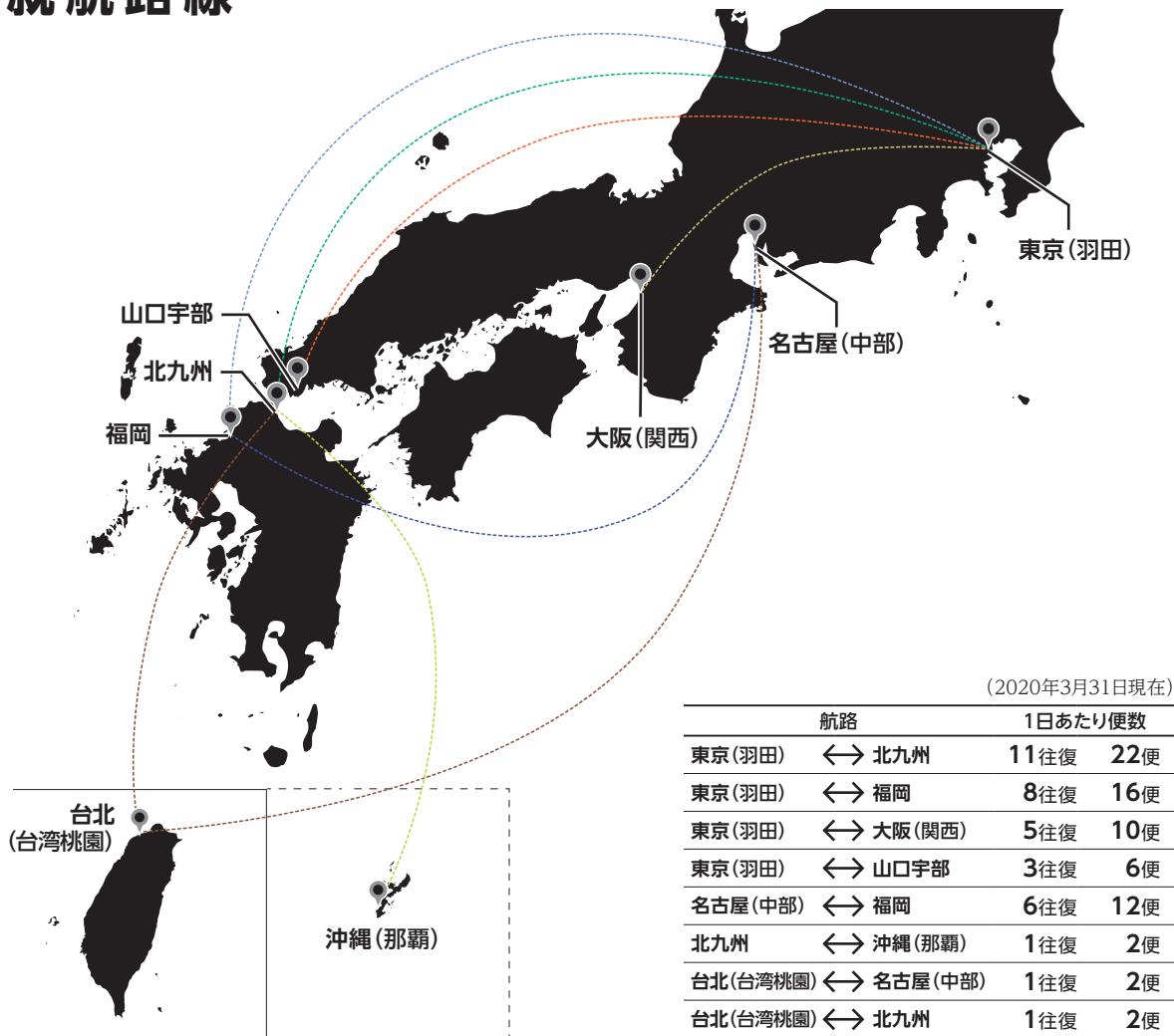
当社取締役の報酬については、報酬委員会が答申する役員報酬体系に従って、取締役会において決定しております。

当社常勤取締役の報酬は、固定部分と業績連動部分から構成されており、業績連動部分は前年度の「売上高営業利益率」および「営業利益予算達成率」をもとに評価し、決定しております。

株主メモ	
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (郵便物送付先) 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (電話照会先) 0120-782-031 (ホームページURL) https://www.smtb.jp/personal/agency/
公告方法	電子公告によります。 https://www.starflyer.jp/starflyer/koukoku.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行います。

株式に関するお手続きについて		
お手続き	お問い合わせ先	
	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 株主名簿に記載の住所・氏名などの変更 ▶ 単元未満株式の買取請求 ▶ 配当金の受領方法 ▶ その他お手続きに関する事項 	株式をお預けの証券会社にお問い合わせください。	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特別口座から証券会社の口座への振替申請 ▶ 特別口座の残高照会 		
▶ 支払期間経過後の配当金の支払い	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031	

就航路線



コードシェア

すべての国内線で全日本空輸株式会社(ANA)とのコードシェア(共同運航)を実施。
販売座席数は両社で固定のため、一方の便が満席の場合でも、他方の便に空席がある場合がございます。